

凡例 (バージョン 0.9)

- ・このデータは浄土宗開宗 850 年を記念し、『昭法全』における法然遺文中の引用状況を分析するために製作されたものである。
- ・『昭法全』本文の校訂(底本や諸本との対校)や引用元原典との精細な比較対照は割愛する。
- ・引用典籍一つごとに「1 レコード」とする。
例:「天台・迦才これに同じ」→天台『十疑論』と迦才『浄土論』の 2 レコードに分ける。
- ・このデータは発表・論文などに自由に使用できるが、その場合「浄土宗教学院 開宗 850 年事業法然上人遺文出典調査資料」(法然遺文出典調査)と提示されたい。

【書名 ID】

- ・『昭法全』の篇別および遺文番号を組み合わせる書名 ID とする。
例:『選択集』(第一輯教書篇の十五番)→ 1-15
「常に仰せられける御詞」(第二輯法語類篇の三十一番)→ 2-31
- ・「其一」「其二」などの別がある場合、ID は同一とし、「科段」欄にその別を示す。

【書名】

- ・『昭法全』目次に掲出された遺文名をそのまま示す(『選択本願念仏集』は『新纂浄土宗大辞典』に準じて選択集と表記)。原則新字体を使用し、『』等は付さない。

【科段】

- ・引用文などが遺文典籍のどのような箇所(章段など)に記されているかを示す。
例:逆修説法→三七日 など
- ・同一遺文中に「其一」「其二」などの別がある場合は、本欄に「其一」などと示す。

【昭法全頁】

- ・引用箇所を含む、『昭法全』のページを示す。
例: 315-316(315-6 とはしない)

【本文】

- ・遺文中より、引用に該当する箇所を示す。

- ・テキストは原則『昭法全』通りとし、単純な誤植も含め訂正はしない(異体字は新字で対応)。ただし引用原典の特定に関わるようなケースなど、必要な場合は底本などを参照したうえで、その旨を備考欄に示す(このようなケースでも本文は『昭法全』通りとする)。

【引用原文】

- ・該当する引用元原典の本文について、下記【所在】の最初に示したテキスト本文を示す。
- ・引用原文が長文に及ぶ場合、採録範囲は必要に応じて「(中略)」を用いた。

【本文】【引用原文】 共通項

- ・『昭法全』や叢書類の文章が改行されていても、基本的にセル内で改行は行わない。ただし偈文は適宜改行するとともに偈頌間にスペースを置く。
- ・割注は〈 〉(山カッコ)で括る。
- ・字体表記は、原則としてJISの範囲で示し、表記不能な場合、字体が判然としない場合は「●」で示す。
- ・【本文】と【引用原文】を比較し、相違している箇所にアンダーラインを付す。

【引用典籍名、引用典籍著者】

- ・典籍名および著者名の表記は、原則『新纂浄土宗大辞典』の凡例(⇒後掲)表記に準ずる。
- ・経典の場合、著者名は「経典」と示し、訳者は示さない。
- ・著者についてまだ議論がある場合は「伝」を付す。

【巻数】

- ・引用箇所の該当巻を示す。引用典籍が1巻、もしくは経典全体を指す場合、一(全角ダッシュ)で示す。

例：観経疏の場合 ⇒ 玄義分

複数巻の場合 ⇒ 巻3(半角英数を使用し、「第」は用いない)

【所在】

- ・下記の叢書類における被引用箇所の巻数、ページ、段数を示す(半角英数で表記)。
 - 1.浄土宗全書
 - 2.大正新修大蔵経
 - 3.浄土宗聖典(漢文の該当ページを指示)
 - 4.その他
- ・1~3は順番に併記する(3は三経一論と『観経疏』のみ)

例：『観経疏』→浄全 2.58b/正蔵 37.37c/聖典 2.60

迦才『浄土論』→浄全 6.664b/正蔵 47.101a

- ・4については、『新纂浄土宗大辞典』の凡例に掲載されている最上位の叢書1点を示す。

例：最澄『内証仏法相承血脈譜』→日蔵 75.254a-255a

- ・本文での引用が上記叢書類所収のテキストではなく別系統のテキストからと判断した場合は、当該テキストの影印翻刻などを掲出し、備考欄にその旨を示す(【引用原文】も当該典籍のテキストを示す)。

例：貞元新定釈教目録(七寺本)

【所在】『中国・日本經典章疏目録』(七寺古逸經典研究叢書第6巻)p.62 上段

【備考】七寺本と正蔵(高麗版巻19、正蔵 55.907b など)は大きく相違する。

- ・抄出等で引用箇所が離れている場合は、引用全体の起点終点と、主要箇所ごとに頁数などを示す。

例：空海『真言付法伝』→日蔵 84.101a-105a/大日 101a/金剛薩埵 102a/龍樹 102b/龍智 103a/金剛智 103b/不空 104a

- ・【本文】に記される典籍引用の仕方について、明示の有無を「◎」「○」「△」で示す。

◎：引用に際して、典籍名が具体的に示されている。

○：典籍名が明確に示されていない。または人名のみが示されている。

例：「経云」「迦才云」「天台同之」など

△：典籍名、人名ともに示されていない。示されていても総称などで漠然としている。

例：「或云」「云○○宗章疏」など

【引用形態】

- ・【本文】と【引用原文】を比較し、下記から該当するものとその特徴を示す。

原文通り：大きな相違がない(異体字は同字とみなす)。

ほぼ原文通り：若干の相違はあるが、文脈に違いはない。

抄出：原文をところどころ省略して引用する。偈頌部分のみの抽出連続も該当。

取意：原文を要約して引用する。

原文と相違あり：「抄出」「取意」とは異なるレベルで相違がある。

典拠指示：文章を直接引用していないが根拠となる典籍を指示しており、かつ該当する説示が確認できる場合

典籍名のみ指示：典拠となる典籍が指示されているものの、当該典籍に該当する説示が確認できない場合。典籍自体の特定ができない場合は、備考欄に

「特定不可」と追記する。

【備考】

- ・その他、特記すべき事柄を記す。